

令和8年7月24日

第37回村上市農業委員会会議録

第37回村上市農業委員会総会を令和8年7月24日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番	石	山	章	2 番	大	野	章
3 番	菅	原	隆雄	4 番	高	橋	大亮
5 番	遠	山	和孝	6 番	遠	藤	俊樹
7 番	斎	藤	博	9 番	阿	部	正一
11 番	板	垣	栄一	12 番	船	山	寛
14 番	田	村	昭一	15 番	佐	藤	裕介
16 番	加	藤	孝平	18 番	大	倉	毅
19 番	富	樫	与志栄	20 番	富	樫	あゆみ

2. 欠席委員は次のとおりである。

8 番	稲	葉	浩之	10 番	佐	藤	昌夫
13 番	島	田	幸男	17 番	佐	藤	健吉

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について
そ の 他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 東
事務局 次 長 中 村
事務局 係 長 田 島
事務局 主 任 蒲 澤
事務局 主 事 小 野

東局長

定刻となりましたので、ただいまから第37回村上市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は議席番号8番、稲葉浩之委員、

議席番号10番、佐藤昌夫委員、議席番号13番、島田幸男委員、議席番号17番、佐藤健吉委員の4名でございます。よって、本日の出席委員は16名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数がありますので、本日の総会は成立いたします。

それでは、開会に当たりまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

東局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

石山会長

それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第37回村上市農業委員会総会議事録署名委員には、議席番号19番、富樫与志栄委員、議席番号20番、富樫あゆみ委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

日程4、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局から報告願います。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、1,276平米、申請事由としましては、申請地は30年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、位置について説明いたします。

（位置説明省略）

報告は以上です。

石山会長

今ほどの説明について、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

石山会長

それでは、日程４の報告については以上といたします。

日程５の議題に入ります。議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

蒲澤主任

それでは、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。

３ページを御覧ください。今月は、贈与が３件、売買が３件、合わせて６件でございます。

初めに、贈与の案件について説明します。番号１番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、畑１筆、地積76平米、契約の種別、所有権の移転、贈与でございます。こちらは、譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、当該農地は以前から譲受人が耕作をしていたため、今後の管理のことを踏まえ、贈与することで話がまとまったとのことであります。

次に、番号２番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、畑１筆、地積74平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。こちらの案件については、譲渡人がグループホームに入所していたことをきっかけに、当該農地及び隣接する自宅を併せて隣人である譲受人に贈与することになり、このたび申請に至ったとのことであります。

次に、番号３番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田１筆、58平米、畑１筆、196平米、地積計254平米、契約の種別、所有権の移転、贈与でございます。こちらの案件については、今後の管理のことを踏まえ、地元の担い手である譲受人に贈与することで話がまとまり、このたび申請するものであります。

続いて、売買の案件になります。番号４番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田１筆、地積33平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。当該農地は、〇〇〇〇川の災害復旧工事による買収で発生した残地であり、このたび民地で耕作していた譲受人に売買することになったものであります。

次に、４ページを御覧ください。番号５番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、畑１筆、地積140平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

次に、番号６番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田８筆、地積計21,450平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。機構の売買について説明をし、要件を満たしている旨をお伝えした上で、両方で検討いただいたところ、譲渡人からは所有権移転までの期間が長過ぎることから、３条でこのたび申請を行うとのことでありました。対価については、登記にかかる手数料も

考慮した上であると同っております。

続きまして、位置の説明をいたします。

(位置説明省略)

説明した6件については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

今ほど説明のあった議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

11ページ御覧いただきたいと思います。今月は1件でございます。番号1、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、こちらご夫婦となります。持分2分の1ずつとなっております。土地につきましては1筆、58平米、転用目的は住宅拡張敷地、契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者は狭隘な袋地に自宅があり、自家用車の出入りの際に不便が生じていると。そこで、自宅前に回転場を設けるため、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域、第1種低層住居専用地域に位置し、住宅が立ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。回転場として砂利敷58平米でございます。

続きまして、位置について説明いたします。

(位置説明省略)

説明は以上です。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、調査報告をお願いいたします。

議席番号、推進委員4番、東海林委員。

東海林善雄推進委員

すみません、村上市の東海林です。第2号議案、番号1の〇〇〇〇地内の案件につきまして、7月10日に現地調査を実施しましたので、報告します。

当日は、農業委員3名、推進委員3名、事務局から中村次長、鬼原主査、小野主事が出席し、神林支所にて説明を受けた後、現地へ移動しました。現地では、代理人の〇〇〇〇行政書士立会の下、調査を実施しました。譲受人の〇〇〇〇ご夫婦は、袋地の住宅があり、住宅前に十分なスペースがないため、車の出し入れの際、方向転換に苦労しているとのことでした。そこで、隣地の農地を譲ってもらい、宅地を拡張するために転用申請するものです。申請場所は、都市計画法の用途地域に位置する農地で、第3種農地に区分されます。被害防除計画としましては、盛土は周囲の高さと合わせる程度に砂利を敷き、水道施設などは設けず、雨水は地下浸透で処理する計画となっております。周囲には申請人の農地以外はなく、農業用施設もない状況です。

以上により、村上地域といたしましては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

それでは、議案第2号につき質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

特になくありますので、議案第2号につき許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

小野主事

それでは、13ページを御覧ください。議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が11件、賃貸借が22件で、合わせて33件でございます。

それでは、番号1番から使用貸借の設定でございます。番号1番、出し手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続人代表者、〇〇〇〇、受け手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積合計934平米、利用権等の種別、使用貸借による権利の設定、期間は10年間、改良区費は畑のためありません。

以降、15ページ、番号11番までが使用貸借の設定でございます。

続きまして、15ページ、番号12番からは賃貸借の設定でございます。番号12番、出し手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続人代表者、〇〇〇〇、受け手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積合計2,454平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間は10年間、借賃、10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は畑のためありません。

以降、21ページ、番号33番までが賃借権の設定でございます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、私が議事に参与できませんので、議長を職務代理者に交代し、退席させていただきます。

(1番 石山 章君退席)

板垣職務代理

それでは、代わりまして私のほうが進行をさせていただきます。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付についてを議題といたします。

1番から33番について、ご意見、ご質問がある方はございますか。

(発言する者なし)

板垣職務代理

ご意見、ご質問がないようでありますので、番号1番から33番まで、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

ありがとうございます。それでは、適当と決定をいたしました。

(1番 石山 章君着席)

板垣職務代理

会長、番号1番から33番まで、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付することといたしました。

石山会長

ありがとうございました。

それでは、その他について、議案として。

(発言する者なし)

石山会長

なければ、議案については以上とし、引き続き協議、連絡事項に入ります。

- ・ 協議、連絡事項ほか

時に午後 2 時50分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 8 年 7 月 24 日

村上市農業委員会

会 長 石 山 章

同議事録署名委員

委 員 富 樫 与 志 栄

委 員 富 樫 あ ゆ み